

☑ 複数の議決権を持つことの可否

議決権の全くない株式を発行できるのであれば、複数の議決権（1株につき2議決権など）を持った株式は発行できるのでしょうか。この点については、会社法上、種類株式の「内容」として予定されているのは、議決権行使の対象であり、数の問題ではないと解釈されています。

したがって、複数議決権のある株式を種類株式として発行することはできないと解されます。

☑ その他の内容との組み合わせ

議決権制限株式としての機能をより充実させるためには、前回ご紹介したその他の種類株式の内容との組み合わせについても検討が必要といえます。

例えば、議決権を制限する代わりに、優先配当などのインセンティブを与えることや、相続の発生による株式の分散を防止するための取得条項を付けておくなどの設計が考えられます。

3. 導入にあたっての留意事項

☑ 「種類株主総会」における議決権について

種類株式を導入し実際に発行した場合においては、種類株主の保護の観点に立ち、通常の株主総会とは別に『種類株主総会』が必要となるケースがございます。議決権制限株式として、株主総会では制限を受ける場合であっても、種類株主総会での議決権は原則として制限されません。

< 種類株主総会が必要となるケース >

1. 次の定款変更

株式の種類を追加

株式の内容の変更

発行可能（種類）株式総数の増加

種類株主総会を排除できない重要事項

2. 株式の併合、株式の分割

3. 種類株主に対する株式無償割当

4. 株主に割当を受ける権利を与える株式の募集

5. 株主に割当を受ける権利を与える新株予約権の募集

6. 種類株主に対する新株予約権の無償割当

7. 合併

8. 吸収分割

9. 吸収分割による他の会社が事業について有する権利義務の全部または一部の承継

10. 新設分割

11. 株式交換

12. 株式交換による他の会社の発行済株式全部の取得

13. 株式移転

上記1.～13.の行為をする場合に種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合

14. 当該種類の種類株式の募集をする場合

15. 当該種類株式を目的とする新株予約権の募集をする場合

上記7.～13.の組織再編行為が、「簡易・略式組織再編」に該当し、株主総会が不要となる場合でも、下記に述べる定款の規定がないかぎり、この種類株主総会は必要となります。

なお、上記の大半については、定款で定めることによって、種類株主総会を不要とすることが可能であり、実際に種類株式の導入と合わせ、当該定めを入れることは一般的です。但し、上記1. ~ については、定款をもってしても種類株主総会は排除できませんので、注意が必要です。

☑ 「総株主の同意」について

下記のような特に重大な事項の決定については、株主総会における決議ではなく、株主全員の同意が必要となる場合があります。稀なケースではありますが、議決権制限株式であっても存在を無視できないケースです。

役員の損害賠償責任を免除する場合

全ての株式に取得条項を付す場合または内容変更する場合

自己株式取得にかかる会社法第160条()の規定の排除

(買取対象の株式に自分の株式を含めるよう請求できる旨の規定)

対価が持分会社の持分となる場合の組織変更

☑ その他株主による訴えの請求等について

会社法には、取締役等の責任を追求するための株主代表訴訟という制度や取締役の行為差止め、会社の行為の無効の訴えなど、株主保護のための規定が設けられています。これらの権利は株式の内容に関わらず、株主が単独で行使できることとされており、議決権を制限できたとしても、株主との一定の関係維持は肝要であるといえます。

(文責 : 司法書士 丸山主税)

本レポートは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については各々固有・格別の事情・状況に応じた適切な助言を求めていただく必要がございます。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的な見解であり、当法人若しくは当グループ又は当法人のクライアントの見解ではありません。

PLUS Report では、本誌をより充実させ皆様に有益な情報を発信していくため、皆様のご意見・ご感想をお待ちしております。採りあげますテーマなどお気軽にご意見やご要望をお寄せ頂けましたら幸いです (PLUS Report 事務局 plus-report@plus-office.com)

(お問合せ先) プラス事務所 ~ 司法書士法人・土地家屋調査士法人・行政書士法人 ~

福岡オフィス 司法書士 森田良彦 / 司法書士・行政書士 小野絵里 / 司法書士 丸山主税

東京オフィス 〒104-0031

東京都中央区京橋1丁目1番1号 八重洲ダイビル5F
TEL 03-3516-1447 / FAX 03-3516-1448

佐世保オフィス 〒857-0041

長崎県佐世保市木場田町1番1号 松永ビル1F
TEL 0956-23-5400 / FAX 0956-23-5440

熊本オフィス 〒860-0806

熊本市中央区花畑町4番1号 太陽生命熊本第2ビル6F
TEL 096-342-4300 / FAX 096-342-4302

福岡オフィス 〒810-0001

福岡市中央区天神2丁目14番8号 福岡天神センタービル3F
TEL 092-752-8266 / FAX 092-752-8267

博多オフィス 〒812-0012

福岡市博多区博多駅中央街8番27号 第16岡部ビル10F
TEL 092-461-7750 / FAX 092-461-7751